

(様式2)

京丹後市教育大綱（案）の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定において、地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする規定されています。

京丹後市では、令和4年7月に策定した京丹後市教育大綱が終期を迎えるため、第3次京丹後市総合計画、次期京丹後市教育振興計画との整合性、関係性に留意し、子ども・教育をまちづくりのまん中にすえ、子どもたちが生き活きと豊かに育つ、魅力のある「教育立市」を目指す、新たな「京丹後市教育大綱」を策定します。

2 概要

京丹後市教育大綱は、「Ⅰ京丹後市教育大綱の理念」、「Ⅱ理念達成に向けた4つの柱」のほか、参考として、「京丹後市教育大綱の策定の趣旨と位置付け」、「京丹後市教育大綱の策定期間」で構成しています。